

<平成28年8月4日報道発表資料>



「Fukuoka City Wi-Fi」 × 「Nishitetsu Bus Free Wi-Fi」 それぞれのWi-Fiサービスを 一度の利用登録で利用できます！ ～認証連携による手続の一元化を実現～



福岡市および西日本鉄道株式会社は、無料の公衆無線LANサービス「Fukuoka City Wi-Fi」（福岡市）・「Nishitetsu Bus Free Wi-Fi」（西日本鉄道）を提供しています。

このたび、訪日外国人をはじめとする来街者の利便性向上を図るため、公衆無線LANサービスの認証連携に取り組むこととし、連携協定を締結しました。

この連携協定に基づき、平成28年9月1日（木）から、一度の利用登録で両Wi-Fiサービスを相互に利用できる認証連携を開始します。

両Wi-Fiサービスの認証機能を連携させることにより、いずれかのWi-Fiサービスで一度利用登録すると、再登録やWi-Fi接続アプリの必要なく、両Wi-Fiサービスを利用することが可能になります。

【Fukuoka City Wi-Fi】



福岡市内

99カ所で利用可能

※平成28年8月4日現在



9月1日から
一度の利用登録で
両サービスが
利用可能に!



【Nishitetsu Bus Free Wi-Fi】



100円循環バス

100円ライナー

連節バス で利用可能

※一部のバスは除きます。



福岡市では、Wi-Fi連携の取り組みを、観光・集客の振興、経済の活性化を推進する先進モデルとして、引き続き推進していくとともに、全国に発信していきます。

【本件に関する問い合わせ先】

福岡市 市長室広報戦略室広報課 白木・碓井

電話:092-711-4827(内線 1118) FAX:092-732-1358

福岡市と西日本鉄道株式会社との 公衆無線 LAN サービス認証連携協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と西日本鉄道株式会社（以下、「乙」という。）は、次の条項により、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、公衆無線 LAN サービスにおける訪日外国人などの観光客や来街者の利便性向上を図ることを目的とする。

（実施する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、甲が運営する「Fukuoka City Wi-Fi」と乙が運営する「Nishitetsu Bus Free Wi-Fi」との認証連携を実施する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においても同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙の記名押印の上、各1通を保有する

平成28年8月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

印

乙 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社

代表取締役社長執行役員 倉富 純男

印